

沿岸広域振興局長告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年11月14日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 岩泉平井賀普代線
  - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村切牛38番1地先から60番1地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成29年11月14日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成29年11月14日から同年12月14日まで
- 
- 2（1） 路線名 吉浜上荒川線
  - （2） 供用開始の区間 釜石市唐丹町字向105番14地先から110番2地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成29年11月14日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成29年11月14日から同年12月14日まで